

近世郷士の存在形態(上)

——丹波馬路村「両苗郷士」の経済的基盤と村方支配——

岡 本 幸 雄

は し が き

一 馬路村の概況

二 両苗郷士の経済的基盤

(1) 村内における経済的地位

(2) 土地経営事情

(イ) 両苗と「家来」

(ロ) 土地経営事情一斑(以上本号)

三 両苗郷士の村方支配(以下次号)

(1) 行政形態(両番、小番)

(2) 村方支配の実態

四 両苗郷士と明治維新

(1) 倒幕運動参加の契機

(2) 明治維新における両苗郷士の役割とその意義

あ と が き

は し が き

「郷士制度の研究」が小野武夫氏によつて公にされて以来、これにつぐ大系の著書は今日なおこれのみない。ところで、この著は近世における郷士を制度的、かつ類型的に把握され、郷士なるものの一般的性格を意味づけられた点において、その存在価値は失われないであろう。しかし、この著に説かれている近世郷士の

近世郷士の存在形態(上)(岡本)

性格把握の仕方は靜態的であつて、歴史の發展のなかにおける郷士の性格、その位置づけが充分なされているとはいいがたい。このような反省のなから、歴史の發展過程における郷士の性格、その変遷を考察し、彼等の歴史における役割を論ずる若干の個別的研究が此処数年来なされてきている⁽¹⁾。しかし、こうした個別的研究も領主と郷士との関係、その史の変遷を主として論じ、郷士研究の他の側面、すなわち、彼等の在地における対一般農民との関係、あるいは、彼等の在地における経済的基盤の具体的分析にはあまり及んでいない弱点をもっている。こうした意味において、ここでは旗本領丹波国馬路村「両苗郷士」仲間の在地における存在形態をとりあげることとした。もとより、この特殊研究は郷士の在地における一般的在り方を規定しうるものではなく、したがって、今後この種研究の多く出されることが期待せられる。

ところで、丹波国馬路村における「両苗郷士」の存

在形態として、すでにその一部を報告したが⁽²⁾、この報告のなかで、まず両苗（人見・中川）一族は郷士集団Ⅱ帯刀仲間を結成し、種々な規約の設定と、その規制によつて一般平百姓への身分的地位の優越性をいかに維持しようとしていたか、また、ここでは特に今日まであきらかにされていなかった旗本領という、いわば本来的に弱少である封建権力のもとにあつては、彼等両苗郷士のいわゆる対領主関係が極めて特異な存在形態をとっていることを指摘しておいた。しかしながら、ここではその内容の主眼が、両苗郷士の集団、仲間内部における諸関係と、旗本杉浦氏と彼等両苗郷士との関係に置かれていたものであつて、彼等が「地頭帯刀」を許され、あるいは、自ら「郷士帯刀」を誇りえたその基底的な問題、いわば彼等のよつて立つ経済的基盤は一体どのようなものであつたのかその具体的様相、また、在地における一般平百姓との関係がどのような形において存在していたのかなどについては触れると

ころはなかつた。かくて本稿ではこうした点について具体的に考察し、もつて「両苗郷土」の存在形態をより明確にしておきたいと思うのである。なお、この点の考察に加えて最後に両苗郷土の明治維新における役割とその意義について述べておこう。

註(1) 例えば、瀬谷義彦氏「水戸藩における郷土制度の史的考察」(茨木大学文理学部紀要第一号、昭和二十六年)

入交好脩氏「土佐藩における郷土制度の成立と変質過程」(『封建制と資本制』所収、昭和三十年)など参照

(2) 拙稿「丹波馬路村における『両苗郷土』の存在形態」

(立命館経済学第五卷第五号)参照

一 馬路村の概況

丹波国南桑田郡馬路村(現在、京都府亀岡市馬路町)は、亀山(亀岡)の北方約一里大堰川東岸に接続せる平地にある。周知のごとく、この地方には奈良朝時代の地方政治の中心であつた国府(丹波国船井郡本庄村大字屋賀)が存在し、また、信仰の燈点ともなつていた一ノ宮

(出雲神社)ならびに国分僧寺が、南桑田縣千蔵村(馬路村の隣村)にあり、したがつて、馬路村もはやくから開けた土地であつたと想像される。

ところで、まず馬路村の徳川時代における所領関係は、元和元年(一六一五)八月より元祿十一年(一六九八)五月まで、幕府直領として代々幕府代官の支配するところであつたが、元祿十一年より江戸旗本杉浦内蔵允出雲守の知行地となり、明治元年(一八六八)七月久美浜県管轄となるまでこの杉浦氏の代官支配をうけてきたものである。なお、正保より元祿に至る幕府代官支配時代の貢租は村高に対し大体平均免六ツ五分であり、このうち寛文頃では免七ツ四分の過酷さをみせている。杉浦氏知行地時代における貢租は、いま充分な資料をもたないが、計算上毛付高の八、九割に及ぶ過酷な貢租であつた。

つぎに、この村の村高(土地)構成についてみると、近世初期以来元祿十一年五月までは、村高一、五〇一

石七斗三升（此反別、一一町三反九畝二八步二厘）であったが、同年五月杉浦氏知行地となったとき山年貢九石六斗を一九石二斗に増高して、村高に編入され村高一・五二〇石九斗三升となり明治におよんだものである。こうした馬路村の村高を「村明細帳」（慶應四年）によつて具体的にみれば第一表のごとくになる。この

第一表 馬路村土地構成

石	盛	田畑反別		分		
		実数	百分比	実数	百分比	
上	田	1.4	1842畝	18.1	257.4	18.6
中	用	1.3	2397.02	23.6	311.618	22.5
下	田	1.25	4955.01.9	48.7	619.383	45.5
小	計		9194.24.9	90.4	1188.979	86.1
上	畑	1.0	818.17	8.1	81.857	5.9
(含)	屋敷					
中	地	0.8	21.13	0.2	1.715	0.1
下	畑	0.6	136.09	1.3	8.178	0.6
小	計		976.09	9.6	91.750	6.6
無	地				100.000	7.3
高						
総	計		10171.03.9	100.	1380.729	100.

註 馬路町自治会所蔵、慶應四年「村明細帳」より作成
 備考 村高1.501石7斗3升（但、山年貢19石2斗を（両除く）、此反別111町3反9畝28歩2厘、此内畝20歩及反別1313石8斗3升5合（97町4反9畝2厘苗高及反別187石8斗9升5合（13町9反8歩2厘小番高及反別187石8斗9升5合（13町9反8歩2厘内、御蔵御地引高・前々永荒御引高・元文中辰申、川欠御引高合121石1合（9町6反8畝24歩3引テ1380石7斗2升9合、101町7反1畝3歩9厘

表においては備考欄に示しておいたように山年貢高一九石二斗、藏地・永荒・川欠引高一二一石一合（反別九町六反八畝二四歩三厘）を除いた数値を村高およびその面積として計算したものである。いまこの表によつてこの村の土地構成をみれば、田地が全体の九〇・四％を占めており、しかも田地のうちに下田が田畑全体の四八・七％、中田を加えれば七二・三％となつていて表にみる基準石盛のみから考えれば、この村における土地そのものの生産性は普通以上を出るものではなかつたといえる。しかし、こうした事情は、近世初期より變つていない石盛にもとづく評価であつて、この村の実際の反当収量は不明であるが、人見完治家の計算例をもつて推測すれば宝歴―明和頃、平均二石前後程度であつたと考えられる。なお、この村には山林一三九町八反五畝一歩があり以上が馬路村の主たる経済的基盤をなすものであつた。

さらに、つぎにこの村の人口構成についておこ

第二表
年次別馬路村人口及び高持水呑戸数

年次	総人口	内 訳				
		高 持		水 呑		
		男	女	男	女	
宝曆	12	1252	398	365	247	242
安永	3	1286	205	196	466	419
安永	9	1322	208	208	472	434
天明	6	1241	200	198	441	402
寛政	4	1200	190	185	426	399
寛政	10	1199	180	202	430	387
文化	1	1195	179	201	428	387

年次	合 計	実 数			比 率	
		高 持	水 呑	高持水呑	高持水呑	
宝曆	12	313戸	168戸	145戸	53.7	46.3
安永	3	319	182	137	57.1	42.9
安永	9	311	98	213	31.5	68.5
天明	6	311	98	213	31.5	68.5
寛政	4	306	99	207	32.4	67.6
寛政	10	289	84	205	29.3	70.7
文化	1	290	85	205	29.3	70.7

註 馬路町自治会所蔵文書による

う。この村においては、その人口凡そ二二〇〇乃至三〇〇町後であつて資料的にかがいたものを表示すれば第二表のごとくである。村高とこの村人口からして近世におけるこの村は比較的大規模な村であるといふことができる。ところで、右の人口に対しその戸数は凡そ三〇〇戸前後であつて、一戸当りの耕作地面積およびその石高は、例えば最高の戸数を示す安永三年のばあい、一戸当り約三反五畝、約四石七斗となり、

最低の戸数を示す寛政一〇年のばあい、一戸当り約三反八畝、約五石二斗であつてこの村の平均耕作地規模は零細となつてゐる。もちろんこの耕作地規模は平均であつてこの村の一戸それぞれが耕作する規模の実態を示すものでないことはいふまでもなく、農民の耕作地所有規模の階層性は徳川中期以降幕末にかけて次第に深められていくのである。しかして、こうしたいわば農民の階層分化の一斑については後表においてもうかがえるところであるが、いま第二表をみれば、馬路村における農民の階層分化が中期以降著しく行われていたことを示している。すなわち、宝曆一二年において高持百姓五三・七%に対し水呑百姓四六・三%の割合であり、安永三年では少しく高持の増加と水呑の減少がみられるが、安永九年に至つては高持三一・五%に対し水呑六八・五%と両者の間に急激な変動を示し、その後は著しい変動をみせていないが、水呑にやや増加の傾向を示している。このようにこの村においては中

期以降著しい農民の階層分化が行われていたものであるが、こうした農民の階層分化の具体的契機は何にあるのか特に安永三年から安永九年の僅か六ヶ年の間に起きた右の急激な変動の契機は一体何にあつたのかはつぎの研究にまたねばならない。なお、馬路村においては「行政上の異例」として「馬路村に於てのみ―大番、中番、小番の別称を為し、村高を氏族によりて分ち各様に負担を為し来れるなりとぞ」とあり、この意味するところ充分に知りえないが、第一表備考にも示しておいたように、村高一・五〇一石七斗三升のうち一・三一三石八斗三升五合はこれを両苗高（一般的には両番高といひ、これは大番、中番を合わせた呼称である）残り一八七石八斗九升五合はこれを小番高と称され、両番組、小番組なるものにそれぞれいわゆる村方三役が置かれていた。こうした村内の行政的区分ともみらるべき二つの組の存在については若干本論においてみるころである。

註(3) 「南桑田郡誌」六七頁

二 両苗郷士の経済的基盤

(1) 村内における経済的地位

馬路村郷士人見・中川の両苗は、郷士集団に帯刀仲間を組織し、もつて彼等の郷村における身分的地位の優越性を誇示していたものであった。しかし、こうした郷士としての身分と郷村平百姓に対するその誇示もこの地における単なる旧族としての格とか身分のみでは、その誇示を郷村において保ちうるものではない。両苗郷士が郷士として身分的地位を誇示し得たのは彼等のもつ経済的基盤によるものであろう。かくてここではまず両苗郷士の経済的基盤について考えてみることにしたい。

ところで、明和二年（一七六五）の「反別名寄帳」を集計すると第三表のごとくになる。⁽⁴⁾ この表は両番高のみについて、さらに、神田高、出作高を除外した数字

第三表 明和二年馬路村農民の階層構成（両番高）

石高階層	戸 数			石 高		
	総戸数	内 記 両苗戸数	其 他 戸数	総 石 高	内 記 両苗石高	其 他 石 高
石以上				石	石	石
50	1	1		58.4921	58.4921	・
30~50	3	3		104.3333	104.3333	・
20~30	5	5		128.4324	128.4324	・
15~20	2	1	1	36.6331	19.6936	16.9395
10~15	9	6	3	106.9038	73.6996	33.2042
7~10	11	9	2	90.0025	74.6628	16.3397
5~7	18	10	8	107.6284	60.9951	46.6333
3~5	26	11	15	109.2001	41.7728	67.4273
1~3	35	9	26	68.5679	20.7376	47.8303
0.5~1	22	6	16	14.3962	3.5470	10.8492
0.5石以下	64	2	62	9.8498	0.0800	9.7698
計	196	63	133	834.4396	585.4463	248.9933
石以上	%	%	%	%	%	%
50	0.5	0.5		7.0	7.0	
30~50	1.5	1.5		12.5	12.5	
20~30	2.6	2.6		15.4	15.4	
15~20	1.0	0.5	0.5	4.4	2.4	2.0
10~15	4.6	3.1	1.5	12.8	8.7	4.1
7~10	5.6	4.6	1.0	10.8	9.0	1.8
5~7	9.2	5.1	4.1	12.9	7.3	5.6
3~5	13.3	5.6	7.7	13.1	5.0	8.1
1~3	17.9	4.6	13.3	8.2	2.5	5.7
0.5~1	11.2	3.0	8.2	1.7	0.4	1.3
0.5石以下	32.6	1.0	31.6	1.2	0.0	1.2
計	100.	32.1	67.9	100.	70.2	29.8

註 この表は、明和2年両番高「反別名寄帳」より作成、但し両番高より神田および他村より出作の分約264石7斗は除外した。なおここに63戸の両苗は宝暦〜文化頃の「人見・中川」両苗の系譜及び昭和3年「記鑑」（両苗郷士帯刀人名）より抽出したものである。しかして明和3年の両苗郷士は42名であるので、両苗であつて郷士身分（地頭帯刀）であつたものとそうでないものとが存在していたことになる。

にもとずいて集計したものであるが、これによつて両苗の経済的基盤を充分にうかがうことができよう。さて、この表にあらわれた石高の総数は八三四石四斗余であり人数は一九六である。このなかで一〇石以上の高の所持者は二〇人、総人数の約一〇％にすぎない。

いが、彼等の所持石高は総高の約五二％に及んでいるに反し、一石以下の極めて零細な高の所持者は八六八総人数の約四四％でその高は総高のうち僅か約三％であるにすぎず、高を所持しているものの間でも著しい階層の分化のあつたことを示している。ところでここ

第四表 文政十年馬路村農民の階層構成(兩番高)

定米高階層	戸数			定米高			
	総戸数	内訳		総定米高	内訳		
		兩苗戸数	その他戸数		兩米	定高	その他米高
80~100石	1	1		87.8889	87.8889		%
50~80	3	3		184.1146	184.1146		.
30~50	3	2	1	113.9574	74.2054	39.7520	.
20~30	8	8		188.5398	188.5398		.
15~20	3	2	1	56.6513	37.6848	18.9665	.
10~15	11	8	3	132.0165	97.4854	34.5311	.
7~10	10	4	6	83.1939	33.5054	49.6885	.
5~7	6	2	4	33.6777	11.8451	21.8326	.
3~5	31	6	25	122.1478	25.1517	96.9961	.
1~3	39	7	32	75.3118	10.8604	64.4514	.
0.5~1	20	2	18	15.3187	1.3529	13.9658	.
0.5石以下	41	7	34	8.7164	1.9071	6.8093	.
計	176	52	124	1101.5348	754.5415	346.9933	.
80~100	0.6	0.6		7.9	7.9		
50~80	1.7	1.7		16.5	16.5		
30~50	1.7	1.1	0.6	10.3	6.7	3.6	
20~30	4.5	4.5		17.2	17.2		
15~20	1.7	1.1	0.6	5.2	3.5	1.7	
10~15	6.2	4.5	1.7	12.0	8.8	3.2	
7~10	5.7	2.3	3.4	7.5	3.1	4.4	
5~7	3.4	1.1	2.3	3.1	1.1	2.0	
3~5	17.6	3.4	14.2	11.1	2.3	8.8	
1~3	22.2	4.0	18.2	0.8	1.0	5.8	
0.5~1	11.4	1.2	10.2	1.5	0.2	1.3	
0.5石以下	23.3	4.0	19.3	0.8	0.2	1.6	
計	100.	29.5	70.5	100.	68.6	31.4	

註 文政十年十二月「亥年定米帳、兩番」より作成、但し出作高約244石6斗を除く。なお兩苗戸数52とあるのは、化政における兩苗帶刀人の名前と照合し抽出した数であって、帶刀人でない兩苗の数は計算されていないので、兩苗数に若干の増を見込む必要がある。

に注目せねばならない点は、人見・中川兩苗の者が六三人数えられ、これらの者によって総高の約七割が占められていることであり、さらには、右にみた一〇石以上の層二〇人のうち兩苗の者一六人であって、これらの者は総高の約四五%を占め、いわばこの村の上層

部を独占していることであろう。こうした点をさらに文政一〇年(一八二七)一二月の「兩番定米帳」によってながめてみよう。第四表がそれである。この表も前表と同様に兩番のみについて、出作の分を除く神田、本郷の分とあるものを集計して作成せる

ものである。(註)

註　ここに定米帳とあるのは、百姓個々についての該年度における貢租額を記載せるものと考えられる。この帳は毎年十二月に作成されているものであるが、「定米」は該年度の毛付高に対する取米に、その意味不明であるが、

「外打」あるいは「引戻」などなるものを加え、また「大豆引」、「早損引」あるいは「山役神田夫戻」などなるものを差引いた残米を指しており、これは別に「蔵納」、「納米」、「収納」、「御高蔵入」なども称されていた。

こうした百姓個々についての定米高の総計は、大体村高に近接する数字を示すばかりが多く、例えば、文政十年においては村高約一、五二〇石に対し、定米高約一、三四六石となつて、貢租の過酷さを示している。しかし、こうした事例は馬路村のみにおいてはではなく、例えば、明治十五年戸長農事報告としてであるが、隣町河原尻村では村高一、二六〇の石に対し貢租(含村物成)九〇〇石、近村勝林島村では村高新田合して六二〇石に石し貢租(含村物成)六四〇石とされているのである。(関順也氏「近世地主の経営」経済論叢第七十卷、第四号 参照)

近世郷士の存在形態(上) (岡本)

さて、第四表においても、第三表とほぼ同様な形をとっていることが理解せられよう。すなわち、総定米高一、一〇一石五斗余のうちその六九%余が、一〇石以上の層二八名(総人数の一六%)によつて占められておりこの一〇石以上の上層部にあつて、特に両苗のものが二四名を数え、彼等が占める定米高は総定米高のうち実に六〇・六%を占め両苗のもの全部でもつて総定米高の六八・六%を占めている。この割合は、第三表の七〇%とほぼ等しい数字となる。もちろん両苗といつても二つの表が示しているように、両苗内部のなかで階層の存することが注意せられよう。一応五石を境界にして第三表をみれば、両苗六三名のうち五石以上は四九%、五石以下は五一%であり、第四表においては両苗五二名のうち前者五八%、後者四二%となる。こうした両苗の階層の存在は分家株、次男株への譲渡あるいは経済的困難による両苗内部での売買譲渡ないし一般百姓との間における売買譲渡等によるものであつ

て、他の階層分化の事情と異なるところはない。しかし、このような両苗の零細な層も、両苗全体の組織のなかに支えられ、村方における両苗としての身分的優越性は維持されていたことはいうまでもない。しかし、何はともあれ、以上によつてあきらかになつたごとく、両苗は馬路村両番高（神田、出作を除く）のなかで七〇%に及ぶ高の占有を行い、しかも一〇石以上のいわば上層部の人数のうち、八〇%が彼等の占めるところであつて、ここに全体的にみた両苗の馬路村における経済的地位の高さをうかがうことができよう。

(2) 両苗の土地経営事情

馬路村両苗の村内における経済的地位は、以上によつてあきらかになつた。ところで、つきにこうした両苗のそれぞれが所有せる土地について、その経営事情をうかがい、両苗の経済的基盤の構造を具体的にあきらかならしめておく必要がある。

元治元年（一八六四）十二月京都東町奉行に差出した「御尋差縫返答手続書」の「ケ条返答覚」のなかの一駒として「郷士身分ニ付、田地畠家来之者ニ支配為致来り候処、取立巖敷追々難渋仕、家来任ニも難相成」云々の文書をまづみることができぬ。

ところで、この文書において、両苗は郷士身分なるが故田畑は家来の者に支配されてきたという、ここで「家来」とは一体いかなる性格のものであり、家来に田畑を「支配為致」とはいかなることを意味するか、あるいは、このような両苗の土地経営事情が何時の時代までそうであつたのかなどについてあきらかにする必要があらう。けだし、このことをあきらかにすることは、とりもなおさず、当面の問題として提起された両苗の土地経営事情の一端を知ることができるからである。しかしながら、このような点を傍証しうるに足る十分な資料は存在せず、ただここでは主に宝暦—安永、文化—文政頃の若干の資料によつてうかがい

うるに過ぎないものであるが、まずここにいう「家来」なるものについて考察することからはじめよう。

(4) 両苗と「家来」

明和—安永間における両苗と小百姓との間で争われた神事能、弓的紛争一件の文書のなかに「私共村方ハ百姓ニ次第不同御座候、人見中川両家之者郷士と申候、此度相手方之者小百姓と申候、中間小百姓八十三家有之候、水吞小百姓是者惣百姓打込小者と呼申候、右之通四等有之、其次第古来⁶仕来旧規等御座候」とあって、馬路村においては、人見・中川両苗郷士、小百姓、中間小百姓、水吞小者という四つの階層があるとされている。⁽⁵⁾ところで、当面の問題に直接関係をもつものはこの四の階層のうち一番に位する「両苗郷士」と三番に位する「中間小百姓八十三家」である。実はこの「中間小百姓八十三家」とあるのが両苗郷士の「家来」に当るものであった。すなわち、このことは左の文政五年（一八二二）の文書によって明白である。⁽⁶⁾

近世郷士の存在形態(上) (岡本)

両名家来筋相手ニ相成候者名前

中川祿左衛門

家来筋之者

虎右衛門「虎右衛門、半兵衛義ハ家来筋之^(者)ニ御座

〃 半兵衛 候而、半兵衛義ハ年貢ニ差つまり家差出シ

候ニ付祿左衛門買戻シ無惜^(マ)賃ニ貸置申候、

虎右衛門義ハ店屋敷無年貢ニ而数代之間貸

置申候、只今ニいたり同様ニ御座候」

出入

富 助「富助義虎右衛門兄ニ而別家仕居候者ニ御座

候」

万 助「万助義家来筋之者ニ御座候へ共九ヶ年以前

暇遣シ申候」

人見団六

家来筋之者

又兵衛

〃小助「小助義ハ団六父団三郎代ニ暇遣シ申候」

〃本助「本助義小助同様ニ御座候」

中略（この外面名八名、その家来筋一二名、出入一名の

記載あり）

右之者ハ、仲間八十三人之内、兩名家来筋出入之者ニ御座候、此外ニ当時隨身仕古来之通相守申居候者共之内、亦者八十三人之外ニ者數多御座候得共相認不申、此度私共相手取候分斗相認奉差上候 以上

文政五年午八月八日

丹州桑田郡馬路

庄屋 富右衛門

右文書の表題が示す「此度私共相手取候」というその事件の内容に関しては、のちに触れることとして、この文書によつて「中間小百姓八十三家」（註 以下、これを「中間」と略称する）が両苗の「家来」なるものであつたと考へて差支えなからう。つぎに、このような「中間」家来なるものは、資料的には慶長一二年に存在してゐたことがうかがえる。すなわち「御両門衆江申上候忠節」（慶長十二年末六月十七日）なる文書の一駒に「兩門附之中間」という記事をみることによつて肯げよう。そしてまた、この「中間」家来なる

ものは「土根組」とも別に称されてゐた。この点は文化一三年（一八一六）の左の文書によつてあきらかである。

差上申一札之事

一 此度導養寺御修覆被成候ニ付、仲間八十三人之内、八人之者申合、御拜柱に往古土根組八十三人立之と申文字新規ニ彫付候義、人見中川御兩名メ御地頭様江被成届ケ候ニ付、御吟味之上物工ミ相違無之旨蒙御答メ奉恐入候依之、悔先非ヲ御願下ケ被成下候様御兩名へ御頼申候ニ付、御願下ケ被成下難有奉存候

一 右八人之外名前之者、此度之一件不相拘旨御届不申上候ニ付、同様物工ミ仕候義ト思召候段御尤ニ奉存候、然上ハ私共々茂御願下ケ之儀同様御兩名へ御頼申候處御聞訊之上下濟被成下候段忝奉存候、尤私共莫大之不調法ニ付、正月九日於導養寺ニ例年酒盛之義、御差留メ茂可有御座候處、前々之通被仰付重々難有仕合奉存候、然ル上ハ以後之處、古来之通御兩名之思召、少も不背相隨イ、何事ニよらず出情仕候而、永々御隨身可仕候、為後日仍而如件

文化十三子閏八月

八人之者

八百吉^印

太兵衛^印

仙次郎^印

定吉^印

藤内^印

菊次郎^印

亀藏^印

栄吉^印

一統之者

磯吉^印

半兵衛^印

(以下四名印略す)

前書之通永々年寄共^も為致違背間敷候、以上

年寄六人

彦兵衛^印

(以下五名印略す)

私共義惣代として濟方御願申候処、御聞訊被成内濟被成下

近世郷士の存在形態(上) (岡本)

忝奉存候、已来六人同様為致違背間敷候 以上

直七^印

善助^印

人見
中川両名中様

この文書によって「中間小百姓八十三家」は「土根組八十三人仲間」なども称されていたことはあきらかであろう。しかして、こうした「中間」¹⁾「土根組」²⁾「家来」なるものが、いかなる由縁によって、両苗の下に存在するようになったものだろうか。この間の事情は必ずしも明白とはなしえないが、ただ文政三年十月「馬路村土根組中」の名をもつて代官所に宛てた「乍恐奉願上口上書覚」³⁾のなかに、「元来、私共儀者、馬路村草分百姓、ニ相違無之」云々の一節を見出すことができる。この文書より推察すれば、両苗がいうところの「家来」なるものは、彼等一族がそれぞれ土着したと考えられる鎌倉時代(人見氏)、室町時代(中川氏)のその後、しかし、それは少くとも慶長一二年以前にお

いて、馬路の草分百姓を支配隷属せしめるに至ったという事情を想定することができよう。なお土根組の土根とは草分百姓の草分の意に通ずるものがあるろう。しかしながら、両苗の「家来」なるものが、このように馬路村草分百姓の隷属支配によって生み出されたものと推察されるが、しかし、このような推察と併わせ別に両苗の土着時引卒して来た一族浪党のいわゆる「家来」の後身であるとも考えられなくはないであろう。⁽⁹⁾

以上「中間」、「家来」、「両門附之仲間」、「土根組」などの関係をみてきた。そしてこれらは同義異語の名称であることがほばあきらかとなったが、両苗より「家来」と称されていた彼等は、恐らく両苗に対して「永々隨身」を誓う隷属的な下人であり、両苗にそれぞれ所屬され、両苗の所持せる田畑への隷属的な生産者、下人として存在していたものと考えられる。この意味においてさきの「家来ニ支配為致」とは、この隷

属的な下人による田畑の直接耕作という体の謂であつて、両苗はこうした隷属的な生産者、下人の労働力の基礎の上に地主手作的な土地経営を行っていたと想像される。しかし、このような隷属的な下人^(註)「家来」による両苗の土地経営事情のより具体的な内容がどのようなものであり、またそれが一体いかなる時代までそうであつたのかこうした点をつぎにみなければならぬ。

(四) 両苗の土地経営事情一斑

しかしながら、いま、右に問う問題の、その要求に応えうる十分な資料は存しない。しかも、両苗の土地経営事情の全般についてみることは、極めて困難であるが、この点、ただここでは両苗の一人人見完治家のそれをうかがうことによつて推察を与えたい。^(註)

註、ここに取りあげた人見完治は、杉浦氏の地方支配役（代官）人見田右衛門（宝曆一二年死）の養子であり、彼も延享元年六月父田右衛門の役儀見習として五人扶持、同三年

三月家督相続、御給人格、拾人扶持を与えられている地頭家来であつて、この点両苗の多くとは異なる条件におかれている点に留意すべきであり、(天保十一年二月「先祖の名前其の外取調書」)さらには、完治家の土地経営において、彼の個別的理由による何らかの変動事情の存在も予想されるが、そこにおける変化の事情は何等かの意味において両苗の多くに通じるものがあり、また、これは当時の社会経済的な一般的趨勢の反映として考えられなくてはならないであらう。

ところで、現在、人見家には、右完治の記録にかかると多数の文書を残しているが、ここに直接関係をもつ文書としては、宝曆—安永間における「祝寿南山中」「天福皆来中」、「量入為出」、「萬皆円満中」などの表題を附した記録(私製本にされ、完治蔵書とある)を挙げうるにすぎず、この時期以前に遡りうる記録は殆ど存しない。したがつて、以下述べようとする彼の土地経営事情の考察—いうまでもなく、ここでは主として労働過程、換言すれば、両苗の「家来」—下人の存在と

彼等の労働に基づく地主手作経営のここにおける時代的位置づけという視角—も自から大きな制約を受けざるを得ない。しかし、こうした資料的制約のなかからでも、右の問題意識に何等かの示唆を以下において得ることができよう。

第五表は、宝曆五年(一七五五)における人見完治家の年度収支計算表である。この表によれば、この年度における完治家の総収入は一五二石六斗九合三勺(この内訳、馬路村における「完治持田地作敷勘定一二二石八合六勺」「出雲村田地勘定」二石九斗五升、但しこの外、買米七石五斗三升七勺、「河原尻村出作勘定」一石六斗五升、地頭杉浦氏からの「扶持米」一九石四斗七升)であり、これに対し総支出は八九石九斗二升四合六勺(この内訳、馬路村持田地に対する貢租、諸掛(村入用も含む)六〇石五斗六升二合五勺、出雲村・河原尻村貢租・諸掛合計二石四斗四升六合、完治家の一年間における飯米・払米合計二六石九斗一升六合一勺)であつて、この差引残額六二石七斗八升四合七勺

第五表 宝暦五年度完治家収支計算表

		石	斗	升	合	勺
総収入		1	2	1	0	0
馬路村完治持田地作敷勘定		1	2	1	0	0
出雲村田地、河原尻村出作勘定		1	2	1	3	0
扶持米		1	9	4	7	0
計		1	5	2	6	0
総支出		6	0	5	6	2
馬路村貢租諸掛		2	4	4	6	0
出雲村、河原尻村貢租諸掛		2	6	9	1	6
飯米・払計		8	9	2	4	6
差	引	6	2	7	8	4
売	米	4	4	7	9	0
余	米	1	7	8	9	4

註 宝暦五年「祝寿南山中」所収記録より作成
 は、計算の便宜上出雲村での買米7石5斗3升7勺を含む。 *は、河原尻村貢租米残りを代銀にて受けているのでこれを売米と看做す。

のうち、四四石七斗九升はこれを販売、一七石八斗九升四合七勺が「余米」として手許に残されている。この年度収支計算表から、われわれはまず完治家の土地経営規模の概略をうかがうことができる。ところで、こうした彼の土地経営規模、就中、馬路村における「完治持田地作敷勘定」の内容についてさらに具体的

にみよう。

右の表と同じ年度の宝暦五年「田地名鑑」によれば完治家では上田一町九反五畝歩、この下作米四四石九斗四升六合、中田一町一反歩、この下作米二四石六斗二升、下田二町九反五畝歩、この下作米六四石八斗四合四勺、上中下田合計六町歩、この下作米合計一三四石三斗七升四勺の田地を所有し、なおこの外に村内の神田、小番高、伊勢講田など下作米一〇石八斗四升、隣村である河原尻村では下田一反、下作米二石、出雲村では田・藪、下作米三石五斗四升、池尻村では上田一反、下作米二石八斗一升二合五勺を所有していた。第五表の年度収支計算表は、このような土地所有を基礎としてもたらされたものである。しかして、こうした六町余に及ぶ彼の土地経営は、どのような形態において営まれていたものであろうか。ここでは完治家の馬路村持田地のみについて、こうした点につきにみよ

いま同一年度の資料を欠いているが、しかし、宝暦五年の翌年「完治持田地勘定」のなかに「三拾式石五斗、手作米引」なる記載をみる事ができる。この年の完治家の所有田地面積は前年と同様であったと考えられ「米納百式拾式石五斗九升一合九勺」となっている⁽¹⁰⁾。この米納は右の手作米と下作人当テ米（小作米）との合計であつて、この年の手作米、小作米収量の比率は前者二四%、後者七六%となる。この比率から手作地、小作地の所有総面積における比率の推測をもつことはできて、現実の手・小作地面積の比率とはなり得ない。しかして、幸いにこの年の紙片の「覚」に「内作之覚、田数合老町四反五畝歩」とあるのを知ることができる。かくて、われわれは宝暦六年における完治家の土地経営が手作約二四%、小作約七六%という比率において営まれており、この時期においてはすでにかなりの広汎な小作関係の成立、従つてまた地主手作経営の縮少、その解体過程に置かれていた点をみる

ことができる。なおこの点について宝暦六年より五年前の寛延四年（宝暦元）「末年手作之覚」に「田数合老町老反半」とあり、手作地自体についてみれば、この五年間においても完治家の手作地はかなりの縮少を示しているのである。このような地主手作経営の縮少解体化、従つてまた小作関係の成立過程は、この地方における徳川中期以降の一般的現象として考えられ、こうした事情発生の原因としては、馬路村の近村勝林島村の例において、関順也氏がすでにあきらかにせるところである。^(註)

註 関氏は大地主経営の消滅と地主小作関係の成立して行く原因として、①「御館」に隷属せる門家の小百姓への獨立、②下人奉公の減少とその賃銀騰貴、③藩租の重圧、④新田開発による飼草肥草の不足などを挙げ、他方①門家百姓の獨立定着、②農民の都市流入の制限、③貧農の余剩労働力の投入場であつた新田開発の限界などの条件が「大土地所有者の作地を更に劣悪な条件に甘んじても下作せんとする小作農を生ぜしめることとなつた」このような一般的

傾向のなかに「大土地所有者は家族労働又は一、二名の年季奉公人によって経営しうる程の地だけ残して、他は全部小作地として解放することが有利になる。」^①かくて大経営は消滅して地主小作関係による零細経営が主流をなすのが徳川中期以後の問題である」とされている。(「近世前期にをける大堰川筋農村の構造」丹波史談、記念特輯号、昭和二五年一月二月)しかして、このような地主手作経営の解体地主小作関係の成立えの原因は、馬路村においてもまたほぼ同様にいえることであつて、隸属的下人の独立に關しては本文に述べるも、その他の諸原因の多くは、以下に掲げる資料によつて凡そうかがうことができよう。

○これは奉公人減少と高持の耕作困難、京都、他領奉公人の制限引戻しに關する文書である。

乍恐奉差上候口上書

一 当村男女奉公人数少候而、高持百姓作業難相勤難没仕候、然レ共水吞百姓分之者男女子共京都并御他領江奉公持ニ罷出候者御座候、依之当夏より人見七郎右衛門殿御在役之中御窺申上右京都并御他領江罷出候儀相止メ、先達而より罷出候者年季相對仕候者ハ、格別、年季相對無

之者ハ引戻シ候様村方江申付候、御他領と相對仕候義も御座候間乍恐御聞濟置被成下候様奉願上候、以上

宝曆十三年八月

馬路村庄屋 玄隆[㊦]

年寄 四名[㊦]

肝煎 二名[㊦]

小 番庄屋 文平[㊦]

同 肝煎 一名[㊦]

御役人中様

○地頭杉浦氏の財政的窮迫(拙稿「立命館経済学」第五卷第五号参照)、貢租の重圧は論ずるまでもないが、この文書は地頭よりの御用金の加重、下男下女の給銀の騰貴に關する文書である。これは主として奉公人の給米に關する村定を一三ヶ条掲げているが、紙幅の都合上これを割愛する。

覚

一 村方高持百姓近年困窮之上已年々両度迄御地頭様より御用金相重り、未御返金茂無御座候ニ付、高持百姓借銀成り依之年々免割等茂相高ミ、其上下男下女ニ至迄給米相増シ、別而当夏妻不作いたし勿論風雨ニ而作方実入之程

無心元候間、高持百姓相談之上勘略定書左之通り

一 (以下一三ヶ条の定書を略す)

明和五子年八月

会 所

○なお安永五年の「分ヶ山一件」文書に「馬路村秣場、近來段々開発被仰付候故、全体秣無數、大小之百姓難波仕罷在候」とあつて、新田開発による全般的な肥料の不足をうかがうことができる。

以上によつて宝曆五、六年の時点における完治家の土地経営規模とその形態を知ることができ、また、ここから地主手作経営の縮少解体化とかなり広汎な小作関係の成立している姿をみる事ができた。そして、このような事情を進行せしめて行く原因としては右註に触れておいたところである。

ところで、地主手作経営の縮少解体化を進める原因として一つは主家たる手作地主よりの隸属的下人の独立を挙げることができるが、この点にも触れて、以下すでに手作経営がかな縮少解体化しているとはいへ、

近世郷士の存在形態(上) (岡本)

なお、一町四反五畝歩の手作経営を行っている完治家のこの土地経営―主として労働過程―をつぎに考察しよう。

宝曆、六年の「祝寿南山中」の所収記録によれば「子年、奴妃」として七人(男三人、女四人)の給米が記されている。いまこの年度における給米例の二、三を掲げるとつぎのようである。

子年 奴妃

子正月を利

一 百貳拾八匁八ト四リ

亦助預リ

利 十六匁七ト五リ 十二月迄利足

メ百四拾五匁五ト九リ 不足

壹ヶ年分

一 米納貳石

給米

内六斗六升六合六勺 月十日宛休日引之

残壹石三斗三升三合四勺

内 貳斗 八月十五日山越かし

残壹石壹斗三升三合四勺

給米渡

代七拾四匁八ト

六十六匁かへ

メ貳百貳拾匁三ト九厘

（以下略ス）

噎ヶ年ト

一 米納噎石五斗

長助給米

代六匁六ト

木線噎反染代共かし

米噎升

かし

一 八拾八匁六ト

亥年給米残預リ利なし

噎匁

池尻 元や払

残噎石四斗九升

代九拾八匁三ト四リ

内十四匁三ト

錢噎貫文かし

差引メ 百六拾五匁四リ 預リ

ところで、宝曆六年における完治家の手作地は「奴妃」と記されている七人（亦助、長助、新六、はつ、やつくめ、すつ）の労働力を基礎として経営されていたものであったが、完治家の手作地経営に従事している右人数のうち、資料的にはすくなくとも亦助（又助とも記されている）⁽¹²⁾、長助二人のものは、先述した両苗の「家

来」⁽¹³⁾「中間八十三家」に名をつらねているものであったことにまず注意せねばならない。その他のものについては事情充分ではないが、新六なるものは単なる年季奉公人であったと考えられ、また、下女の多くは村内の貧農の家計補充的な年季（あるいは半季）奉公人として雇傭されていたものであって、この時期における完治家手作地は、両苗の「家来」⁽¹³⁾「中間」下人といわゆる年季奉公人との混在によつて経営されていたものと考えられる。しかし、こうした完治家の下における下人、奉公人のうちわれわれに特に問題となるのは、「中間」下人亦助、長助二人の主家完治家との関係であろう。しかしながら、ここではこの二人の「中間」下人のうち長助に関しては彼の消息充分でないという事情もあるが、右給米例にみると、長助の置かれている立場より一歩進んでいると考えられる主家との労働関係、すなわち、「月十日宛休日」という労働形態をとっている亦（又）助を中心にして、以下問題を進

めて行こう。

さて、右に掲げた給米例からまぜうかがうに、二人の「中間」下人は他の年季奉公人と同じく、支払労働の形態が給米（銀）契約的な関係に立っており、さらには、いま右において触れたごとく、亦（又）助例においては一ケ年のうち「月十日宛休日」という労働形態でもって、主家の手作地経営の耕作に従事しているのであるが、かかる主家に対する労働関係は、もはや中世的な隷属的下人としてでないことはあきらかである。ところで、ここに問題となるのは亦（又）助のこうした主家に対する労働関係は、一体何を意味しているのかという点である。しかし、これは彼が主家完治家より若干の田畑の譲渡をうけこの耕作に従事していたことをまず意味している。すなわち、宝暦五年「田地名鑑」において、同六年七年の両年度にかけ完治家が田畑の譲渡を行うばあい、朱でもって加筆しているが、稀にしかみない田畑譲渡の朱記のなかにわれわれ

はつぎのような記載をみることができる。

「字堂開地

一同（上田） 分米壹斗 同（下作米） 式斗六升六合

字田中前西出水

一上菜畑 分米式斗五升 下作米 五斗五升

（朱記） 此屋敷家、来、又、助、相望候ニ付聞届遣シ候、宝暦六子

年十二月譲り渡ス」

右資料において「家来又助」と記されている点注目せられるが、この家来又（亦）助が主家完治家より高（分米）式斗五升を譲りうけ独立化の方向に進んでいる点に注意を与えねばならない。宝暦六年より八年後の明和二年「反別名寄帳」には、「完治ト 又助」との分附形式をもって反別四畝二六歩、五斗七升五合の高を所有している。亦（又）助の「月十日宛休日」という主家との労働関係の裏には、かくのごとき事情が存在していたものである。しかし、いま一つの事情としては主家より若干の小作地を請けいわゆる下人小作とし

て存在していたことも想像されなくはない。明和八年の完治家「田地下作之覚」には、二筆「下作米」高二石三斗三升六合（此納）一石九斗四升六合六勺を請け「下作人」としても存在しているのである。⁽¹⁴⁾以上、亦（又）助の主家に対する労働関係について、その事情を一応あきらかならしめてきたが、ここにすこしく注意を与えておきたいのは、右の明和二年の高所持および同八年の「下作人」としての亦（又）助は、宝暦九年以降「給米覚」のなから名前が消え、もはや主家の手作地経営に対してこれまでのような給米（銀）契約的關係に立つ労働参加を行っていないということである。

このことは、宝暦九年以降の亦（又）助は、主家完治家との隷属関係からさらに解放され、経済的に独立して行ったことを示すものであろうか。われわれは宝暦六年の先出の記録に「家来又助」とあるのに注意せられたが、いま述べたこのような事情のなかに、完治家乃至両苗のいわゆる「家来筋」へと変って行ったと思わ

れる理由の一端とその時期が推察されよう。⁽¹⁵⁾

ところで、以上の叙述のなから完治家の「家来」
 〓「中間」下人の独立化して行く時期について一応の推察を得たのであるが、先に述べておいた完治家手作地の縮少解体化の一つの原因、あるいはその時期との関連において、いますこしく右の問題を明確にしておこう。

この点明和二年の「反別名寄帳」において亦（又）助以外なお三名の分附記載が行われているこれら三名のうち、資料的にあきらかなしうる藤内なるものについてみれば一層明確になろう。いうまでもなくこの藤内なるものは両苗の「家来」〓「中間八十三家」の一員であり、⁽¹⁷⁾完治家に隷属する「中間」下人であったが、彼は明和二年の右「名寄帳」では「完治ト 藤内」として反別五反二畝一八歩、六石五斗六升の高を所持するに至っている。しかし、彼のこうした所持石高は主として寛延から宝暦にかけ主家から譲りうけたも

のであった。すなわち、寛延三年（一七五〇）「午年藤内へ相渡候田地之覚」によれば四筆高 β 三石六斗三升、さらに宝暦一二年（一七六二）「午十一月 田畑譲渡勘定帳」に記載の「内藤内」の分によれば三筆高 β 一石一斗二升、この合計高四石七斗五升を主家完治家より譲りうけていることよつてあきらかである。しかし、完治家に隷属せる「家来」||「中間」下人の独立化が、主として宝暦年代に行われたとの推察を以上において与えることができよう。

以上、われわれは両苗の一人見完治家の土地経営規模とその形態を述べ、これを通じて、ここでは主として完治家の手作地経営における「家来」||「中間」下人の存在と、彼等の主家に対する労働関係および彼等が主家より独立化して行く時期などについて考察してきたが、最後に完治家の土地経営事情のその内容として、小作関係の問題について以下すこしく触れておきたい。

すでにあきらかにされているように、完治家の土地経営形態として、宝暦五六年の時点においては、手作地約二四%に対して、小作地約七六%という。すでにかなり広汎な小作関係の成立している事情を知ることができたが、このような小作関係についてとりあげるべき資料はただ明和八年の「田地下作之覚」のみしか存しない。したがつて以下この「覚」を中心に簡単にのべて行こう。

ところで先に完治家の「中間」下人であつた亦（又）助が、二筆「下作米」高二石三斗三升六合（「此納」一石九斗四升六合六勺）を請け「下作人」として存在していることについて触れたが、その資料を示しておくこととつぎのごとくである。

「字細道

一下作米式石三斗

下作人出水亦助

此納壱石九斗壱升六合六勺

字出水前菜ばた

一同三升六合

此納三升

内

米七斗壹升六合六勺 干損ニ付当免引但廿五束五合付

米五斗

十月十二日郷藏納

米七斗

十一月十九日郷藏納

米三升

十二月廿五日内へ納

メ 壹石九斗四升六合六勺

右之通受取相濟」

ところで右の資料において注意せねばならないのは、「下作米」についてである。これは小作料の基準となるべき田地一筆当りの実収予想高を示したものと考えられ、小作料そのものを示したのではなく、「此納」とあるのが、いわゆる規定小作料である。この点は右の資料においてあきらかである。しかし、亦又助のばあい「此納」すなわち、規定小作料は「下作米」高の約八三%となっている。明和八年における完治家の一筆当り「下作米」高の合計は七二石

一斗余であり、「此納」すなわち一筆当り規定小作料の合計高は五五石七斗余であつて、これは「下作米」高の約七七%に当り、「下作米」高は最高の実収予想高であることから、この比率は、高率な小作料であることはいうまでもない⁽¹⁹⁾。ところで、つぎに右「田地下作之覚」に現われる「下作人」は三四人を数えることができるが、ここに注意すべきは、この「下作人」のうちすくなくとも一五人のものは、「馬路村仲間八拾三人名前之覚」(人見完治記「古証之写」)に現われている点であろう。このことは、これら一五人のもの全部が完治家所屬の「中間」であつたのでは勿論なく、他の両苗所屬の「中間」による「下作人」であつたと考えられる。このように完治家の小作地は三四人のうちすくなくとも一五人は「中間」小作人であり、その残り一九人は自村(一七人)および近村(二人)よりの普通小作人であつて、ここでは「中間」小作人と普通小作人との混在によつて小作地の経営が行われていたもので

ある。

註(4)、(6)、(8) 馬路町自治会所蔵文書

(5) 京都府庁所蔵文書「明治以前民政資料調査」によれば、杉浦出雲守支配地における農民の階層付けをつぎのように行っている。

上農(名主或は郷士などの由緒筋目連綿たる者)、
中農(古来よりの草分百姓)、下農(一般の農民)

(7) 人見完治(駿)記「古証之写」、所収

(9) 関順也氏「近世前期にをける大堰川筋農村の構造」丹波史談、記念特輯号、昭和二十五年十二月、参照

(10) 「祝寿南山中」宝曆六年、所収

(11) ここに「奴妃」とあるのは、その言葉の内容として中世的な隷属的下人を想像せしめるが、完治家の「中間」下人を除いた他の大部分については、その言葉は必ずしも適合するものでない。こうした点から「奴妃給米覚」は「奉公人給米覚」とも記されているものである。

(12) 「又助」は「亦助」と同一人である。宝曆六年「奴妃」給米覚には「亦助」、同七年には「又助」、同八

近世郷士の存在形態(上) (岡本)

年には「亦助」と記されている。

(13)、(17)「馬路村仲間八拾三人名前の覚」(人見完治記「古証之写」所収)、但しこの「覚」では長助は俵源六に代っている。

(14) 「反別毛附帳」(明和八年「天福皆来中」所収)

(15) 「家来筋」については、本文の文政五年「両名家来筋相手ニ相成候者名前」を参照、ここでは「家来筋」

「出入」の二つが記載されているが、これら両者の性格の区別あるいは両苗との隷属関係などについては充分あきらかでないが後に述べる機会があるう。

(16) 明和二年「反別名寄帳」の完治分附記載者四名のうち外二名は源七(高八升五勺)又介(高三斗五升)である。但し「又介」は「又助」と同一人であるかも知れないが、明確でないので一応別人となした点をおことわりしておかねばならない。

(18) 明和八年の規定小作料五石七斗余を宝曆五年の小作料約八八石五斗と比すれば、この間かなりの減少が推測されるが、このことは、完治家の所有地(但し明和八年の所有面積は不明)の減少を意味するもの

であつて、この減少理由は凡そつぎのような点に求められる。すなわち、宝曆一二年「祝寿南山中」の所収記録に宝曆一二年より同一三年にかけて「身上及沽却、田地家財を以借銀返済申候」とあることによつて完治家の経済的困難による所有地の減少がまず考えられ、あるいは宝曆一二年における弟団治郎(八反九畝五歩、高一〇石七斗一升九合五勺)の分家創出、さらには本文にみたような完治家「中間」下人の高譲渡による独立化その他などに因るものであらう。

(19) 小作料に関して、慶応四年「村明細帳」では、馬路村の反当収量は不明であるが、「田畑下作当テ米、菘反ニ付菘石六斗ハ式石迄、尤上中下ニ而高下御座候」とある。